

《ご自身の納付方法について、ご確認をお願いいたします》

## 年金からの特別徴収について

### ■年金からの特別徴収制度とは

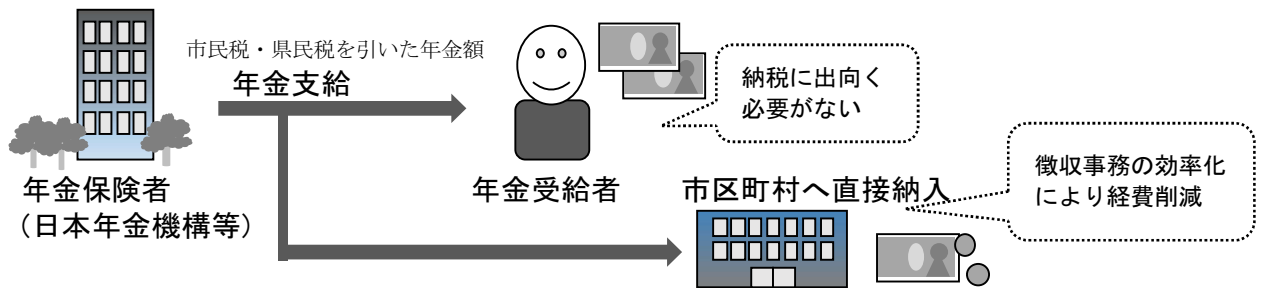
公的年金所得から計算した市民税・県民税（住民税）を、年金保険者（日本年金機構等）が公的年金から引き去りして市区町村に直接納付する制度です。（平成 21 年 10 月開始）

※公的年金等からの特別徴収は、地方税法第 321 条の 7 の 2（公的年金等に係る個人の市町村民税の特別徴収）により定められており、年金特別徴収が停止する場合を除いて納付方法を変更することができません。

納付方法の変更であり、新たな税の負担が生じるものではありません。

※公的年金所得…国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金など（障害年金、遺族年金等は非課税です）。

個人で加入している保険会社の個人年金等は該当しません。



### ■年金からの特別徴収の対象となる方

4 月 1 日現在、65 歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得から計算した市民税・県民税の納税義務がある方。

### ■年金からの特別徴収の対象とならない方

次のいずれかに該当する方は、4 月 1 日現在に 65 歳以上であっても、年金からの特別徴収はされません。

- ・介護保険料が公的年金から特別徴収されていない方
- ・高齢基礎年金等の給付の年額が 18 万円未満の方
- ・所得税、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、市民税・県民税の特別徴収税額の合計額が公的年金より多くなる方
- ・住所地特例により介護保険料を一関市以外の自治体に納めている方

### ■公的年金所得のほかに営業、給与所得等がある場合

営業、給与所得等から計算した市民税・県民税は、給与からの特別徴収（引き去り）や普通徴収（納付書払または口座振替）となります。

### ■特別徴収が停止する場合

- ・死亡や現況届未提出により年金保険者が年金支給を停止した場合
- ・優先する引き落としがあり、市民税・県民税を年金から引き落としできない場合

※特別徴収が停止した場合、残額は普通徴収になります。死亡以外の理由で特別徴収が停止となった方は、翌年度以降、特別徴収の条件を満たしていれば新規対象者として特別徴収を再開します。

## ■年金からの特別徴収の方法

### 市民税・県民税の税額決定から納付までの大まかな流れ

令和4年度分の税額計算の基となる期間	賦課期日	年金からの特別徴収対象者決定	令和4年度分の税額決定日	納税通知書発送
令和3年 1/1 — 12/31	令和4年 1/1	4/1	6/1	6月中旬

市民税・県民税は、前年の所得（令和4年度分は、令和3年1月～12月の所得）から税額を計算し、令和4年1月1日時点で一関市に住所を有する方に納めていただくこととなります。

#### ○普通徴収による納付方法（納付書または口座振替）

6月 — 8月 — 11月 — 1月  
(1期) (2期) (3期) (4期)

#### ○年金特別徴収（年金からの引き去り）

4月 — 6月 — 8月 10月 — 12月 — 2月  
仮徴収 本徴収

### 新たに年金からの特別徴収となる方（4月1日現在で65歳以上の年金受給者の方）

例) 公的年金等に係る年税額が12,000円の場合

普通徴収（個人納付）		年金特別徴収（年金からの天引き）		
6月（1期）	8月（2期）	10月	12月	翌年2月
3,000円 年税額の1/4	3,000円 年税額の1/4	2,000円 年税額の1/6	2,000円 年税額の1/6	2,000円 年税額の1/6

6・8月に年税額の4分の1の額を、それぞれ普通徴収（納付書または口座振替）します。  
10・12・2月（公的年金の支払い月）に年税額の6分の1の額を、それぞれ特別徴収します。

### 前年度から引き続き年金からの特別徴収となる方

例) 前年度の公的年金に係る年税額が12,000円、本年度の公的年金に係る年税額が15,000円の場合

仮徴収（前年度の年税額の2分の1）			本徴収（本年度の年税額と仮徴収額の差額）		
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
2,000円	2,000円	2,000円	3,000円	3,000円	3,000円

4・6・8月に前年度の年税額の2分の1の額を仮徴収します。  
10・12・2月は、確定した本年度の年税額から仮徴収額を引いた額の3分の1ずつを公的年金から本徴収します。  
本年度年税額が仮徴収額を下回った場合は、仮徴収が終わった後に、納税義務者へ差額をお返すための「過誤納金還付（充当）通知書」をお送りします。仮徴収を途中で止めることはできません。

### 一関市外への転出や年度途中で税額変更となった方

一関市外に転出した場合、転出した日の属する年度中は年金からの特別徴収を継続します。  
税額変更となった場合、12・2月分の特別徴収税額を変更し年金からの特別徴収を継続します。

問い合わせ先 一関市総務部税務課 市民税係  
〒021-8501 一関市竹山町7番2号 電話 0191-21-2111（内線 8244～8248）